

平成21年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	更生保護活動の適切な実施		
評価対象	保護観察対象者等の改善更生		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅱ－6－（1）】		
施策の基本目標	更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。		
予算額	平成21年度予算額：11,099百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	保護局参事官室
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。		
指標1	覚せい剤事犯保護観察対象者 ^{*1} に係る簡易薬物検出検査実施実人員数	目標値等	対前年増
指標2	性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化	目標値等	プログラム受講者の問題性（評点 ^{*2} の平均）が低下すること
指標3	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	対前年減
指標4	社会参加活動の活動場所の確保	目標値等	前年度の数を維持
参考指標1	性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数		
参考指標2	協力雇用主の数		
参考指標3	社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査結果		

達成目標2

取組内容	更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。		
指標1	全更生保護施設の保護率（年間の収容保護人員／年間の収容可能人員）	目標値等	対前年度増
指標2	更生保護施設における専門的自立促進プログラム ^{*3} （SST、酒害・薬害教育等）の年間実施延べ人数	目標値等	対前年度増

3. 基本的考え方

（1）課題・目的・必要性

近年、保護観察対象者等の中で、複雑かつ深刻な問題性を抱え、又は就労が確保できない等のため、改善更生に困難を伴う者の割合が増加している。このような保護観察対象者等の再犯を防ぎ、改善更生を促進することは喫緊の課題であり、更生保護活動を通じて、こうした保護観察対象者等の改善更生を図ることが重要である。そのためには、個々の問題性に応じた専門的な処遇を実施することなどにより保護観察処遇を充実強化することが必要である。また、自力での改善更生が困難な保護観察対象者等については、

更生保護施設をより積極的に活用することで、その自立更生を促進する施策を実施していく必要がある。

(2) 施策の実施方法

ア 保護観察対象者の犯罪的傾向の改善等に資するため、保護観察対象者のうち、覚せい剤事犯保護観察対象者に対しては簡易薬物検出検査^{※4}を、性犯罪保護観察対象者に対しては性犯罪者処遇プログラム^{※5}を、全国の保護観察所において実施する。また、地域の経済団体、企業等の協力を得るなどして、保護観察対象者等に対する就労支援の必要性について理解を得ること等に努める。これにより、保護観察対象者等の雇用に積極的に協力する民間事業者である協力雇用主の拡大を図るなどして、保護観察対象者等の就労を確保する。さらに、保護観察対象少年の人格的な成長を促し、規範意識を高めること等を目的とする清掃活動や福祉施設における介護活動等のボランティア等の社会参加活動を一層増進し、これらの取組により保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。

イ 更生保護施設に対する保護観察対象者等の保護の委託を増加させるとともに、保護観察所が、SST (Social Skills Training : 社会生活技能訓練) や酒害・薬害教育等の専門的自立促進プログラムの実施を更生保護施設に働き掛けるなどして、その積極的な活用を図る。

(3) 基本目標と達成目標・指標との関係

ア 基本目標を実現するためには、保護観察処遇の充実強化を図ることが基本となることから、これを達成目標1とし、その達成度合いについては、上記(2)アの施策に係る4つの指標を設定して測定することとした。まず、覚せい剤事犯保護観察対象者が薬物使用を止めるためには、覚せい剤を使用していない結果を積み重ねさせることにより、断薬の努力についての達成感を与えることが重要であることなどから、簡易薬物検出検査の実施が有効と考えられる。そこで、指標として、「覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施実人員数」を設定した。また、性犯罪者処遇プログラムについては、同プログラム受講者が抱える問題性(性犯罪リスク要因)がどのように変化(低下)したかという指標を設定することによって、当該受講者の性犯罪に係る問題性の低下について把握することが重要であると考えられる。そこで、指標として、「性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化」を設定した。なお、前記「問題性」の評定に当たっては、性犯罪リスク要因に関する複数の評価項目を設定し、受講前後に係る各項目の問題性の程度を点数化(0点ないし2点)した上で、各項目を合計することとなる。

また、性犯罪者処遇プログラムについては、その参考指標として「受講者数及び受講者中の再犯者数」を設定した。

次に、無職者の再犯率が有職者に比べ高水準であることを踏まえ、指標として、「保護観察終了者に占める無職者の割合」を設定し、これを対前年減とすることを目標値とするとともに、保護観察対象者等の就労の確保に大きな役割を果たしている「協力雇用主の数」を参考指標とした。

さらに、社会参加活動の一層の増進を図るためには、「社会参加活動の活動場所の確保」が必要となることから、これを指標として設定し、活動場所の数を維持することを達成目標とした。また、その参考指標として「社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査結果」を設定した。

イ 基本目標を実現するためには、頼るべき親族がない等の理由により自力での改善更生が困難な保護観察対象者等に対する措置を講ずる必要があるため、このような者を保護する「更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する」ことを達成目標2とした。その達成には、全更生保護施設の年間の収容可能人員に応じた積極的な収容保護がなされるとともに、自立更生の促進に有効と考えられる専門的自立促進プログラムについても積極的に実施されることが必要と考えられ

る。そこで、指標として、「全更生保護施設の保護率」、「更生保護施設における専門的自立促進プログラム（SST、酒害・薬害教育等）の年間実施延べ人数」を設定した。

（４）測定方法等

ア 保護観察処遇の充実強化については、保護観察対象者の抱えている問題点は多様であり、また、保護観察を実施する期間も個々に異なるため、一定の期間における改善更生の度合い等について、一律の指標、目標等を設定して評価することは困難である。そのため、４つの指標を設定し、各指標における施策の実施状況から達成目標の達成度合いを総合的に分析する。

イ 更生保護施設の積極的な活用については、平成20年度中の全更生保護施設の収容可能人員に対して、実際に収容保護した人員の割合を測定する。また、更生保護施設におけるSSTや酒害・薬害教育等の専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数を併せて測定し、本達成目標の達成度合いを総合的に分析することとする。

4. 評価結果等

【達成目標１】

（１）平成21年度に実施した政策（具体的内容）

ア 覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施（指標１関係）

保護観察所において、平成20年6月から実施されている覚せい剤事犯者処遇プログラムの実施対象者及び同プログラムの実施対象者以外の者で自発的意思に基づいて検査を受ける者に対し、定期的に保護観察官による簡易試薬を用いた尿検査等の検査を実施した。これは、当該保護観察対象者に対して断薬努力の達成感を与えることにより、断薬意志の維持及び促進を図るものである。

なお、本施策は平成16年4月から実施されているが、過去5か年における覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査実施実人員は以下のとおりである。

平成21年の保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査実施実人員は3,154人であり、平成20年の3,640人と比較して13.6%減少しており、目標は達成されていない。

ただし、覚せい剤取締法違反により保護観察に付された者の年間新規受理人員が平成17年から過去5年で減少傾向にあり、平成20年の3,636人から平成21年には3,195人（速報値）に減少していることを考慮すると、覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実実施実人員の比率は相当高く、実質的には相応の実施の積極化が図られているものと考えられる。

○指標１ 覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査実施実人員（目標値：対前年増）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査実施実人員（人）	2,538人	3,054人	3,664人	3,640人	3,154人
（参考）覚せい剤取締法違反により保護観察に付された者の年間新規受理人員（人）	4,165人	3,784人	3,796人	3,636人	3,195人

（保護局調査による。平成21年は速報値。）

イ 性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施（指標２関係）

性犯罪により刑を言い渡された仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、保護観察官との個別又は集団面接の方法により、認知行動療法の理論を基礎とした処遇プログラムを実施した。具体的には、当該保護観察対象者に、性犯罪に結び付く要因を認識させ、再犯防止に向けた動機付け等の指導を実施したものである。

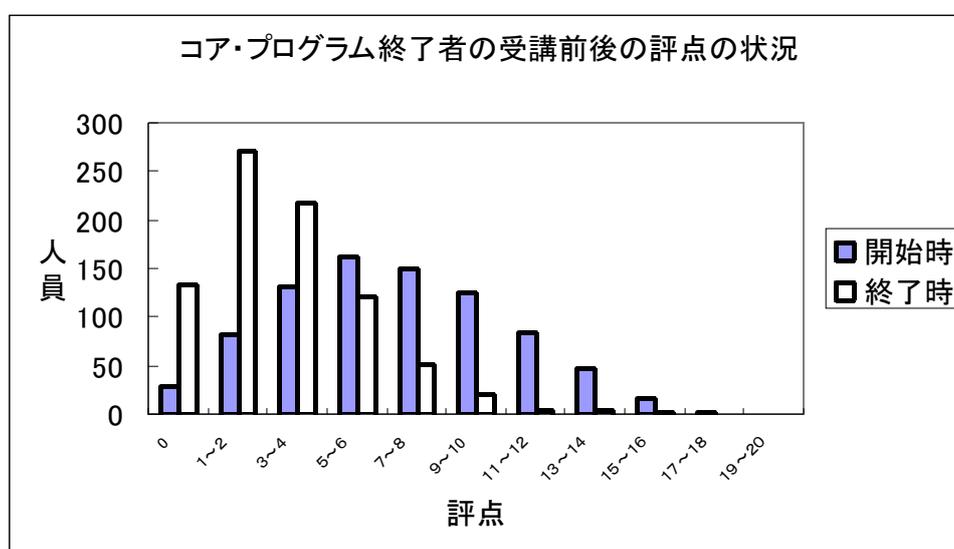
平成21年中に本プログラムの受講を終えた全受講者1,071人について、性犯罪リスク要因に関する10の評価項目^{*6}を点数化（0点ないし2点）した。そして、プログラム受講前後の問題性（評点）の平均値を算出することにより、受講前後の問題性（評点）の変化を検証した。

下記のとおり、受講後の問題性（評点）の平均は受講前と比べて3.8点低下していることから、本施策による効果が認められるものと考えられる。

○指標2 プログラム受講前と受講後の評点の状況（目標値：プログラム受講者の問題性（評点）の低下）

	受講前	受講後
評点（平均）	6.9点	3.1点

（保護局調査による。速報値。）



○参考指標1 性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数(平成21年)

	平成21年末までの累計人員
受講者数	2,078人
うち再犯者数	35人

（保護局調査による。速報値。）

（注1）「受講者数」は、平成19年9月から平成21年末までの期間中に性犯罪者処遇プログラムの受講を開始した者の人員を示す。

（注2）「再犯者数」は、性犯罪者処遇プログラムを受講後、上記期間中に性犯罪（強姦、強制わいせつ等）により起訴等された者（保護観察終了後に再犯をした者を含む。）の人員を示す。

ウ 就労支援の実施（指標3関係）

法務省及び厚生労働省が連携して、無職の刑務所出所者等に対する積極的かつきめ細やかな就労支援を行う「総合的就労支援対策」を更に推進した。さらには、地域の経済団体等による都道府県就労支援事業者機構の設立を推進して、幅広い産業分野における就労機会の拡大を図るなどして、保護観察対象者等の就労の確保に努めた。

過去5か年における保護観察終了者に占める無職者の割合及び無職者数の推移は以下のとおりである。

法務省が厚生労働省との連携の下実施してきた就労支援対策の結果、平成20年までの保護観察終了者に占める無職者の割合は低下する傾向にあったが、平成21年の割合

は、前年に比して3.9ポイント増となっており、目標は達成できなかった。

これは、近年の雇用情勢の悪化により、一般の雇用も大きく落ち込む中、保護観察対象者の自力による就労が一層困難になっていることが大きく影響しているものと考えられる。また、仮釈放者についてみると、保護観察終了者のうち、保護観察歴の多い者ほど無職者の割合が高く（保護観察回数が2回以下の者が30.2%、3回の者が33.9%、4回の者が36.8%、5回以上の者が46.5%）、年齢が高い者のほうが無職者の割合が高くなっており（40歳以下の者が25.1%、41歳以上の者が40.2%）再犯を重ねたり、年齢の高いことが就労を更に困難にしていることがうかがえる。一方、平成21年度の就労支援対策の実施対象者数は、6,371人であり、このうち就労につながった者が2,089人と一定の実績をあげている。また、前歴を承知の上で雇用に協力する協力雇用主数が増加しており、平成22年4月1日現在で協力雇用主の下で就労している人員も505人と前年同日の435人から増加している。これらを考慮すると、本施策の効果は一定程度維持されているものと考えられる。

○指標3 保護観察終了者に占める無職者の割合及び無職者数（目標値：対前年減）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
全体	22.3% (10,532人)	21.4% (9,622人)	20.0% (8,561人)	19.8% (8,104人)	23.7% (9,316人)
保護観察 処分少年	12.9% (2,787人)	12.6% (2,551人)	11.0% (2,055人)	10.6% (1,862人)	12.9% (2,149人)
少年院 仮退院者	23.3% (1,230人)	22.7% (1,102人)	18.7% (830人)	20.3% (803人)	22.6% (878人)
仮釈放者	29.3% (4,575人)	27.5% (4,171人)	26.5% (4,011人)	26.3% (3,936人)	32.4% (4,653人)
保護観察付 執行猶予者	40.6% (1,940人)	38.6% (1,798人)	37.6% (1,665人)	34.5% (1,503人)	38.1% (1,636人)

（平成21年は速報値。）

（注1）表中上段は無職者の割合、下段は無職者数を示す。

（注2）保護観察終了時の職業が不詳の者を除く。

（注3）無職者は、定収入のある無職者、学生・生徒、家事従事者を除く。

○参考指標2 協力雇用主の数（各年とも4月1日現在）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
協力 雇用主数	5,734	5,750	6,556	7,749	8,549
被雇用者数	597人	655人	685人	435人	505人

（保護局調査による。）

エ 社会参加活動の実施（指標4関係）

保護観察対象少年を主な対象として、清掃・環境美化活動、創作・体験活動、介護活動等の社会参加活動を実施しているところ、これらの活動の実施を担保するため、関係機関、団体に協力を求めるなどして活動場所の確保を図ったものである。

過去5か年における社会参加活動の活動場所数の推移等は以下のとおりである。

○指標4 社会参加活動の活動場所の確保（目標値：前年度の数を維持）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
社会参加活動の活動場所数	298か所	332か所	322か所	292か所	275か所
（参考）社会参加活動参加	1,520人	1,645人	1,498人	1,412人	1,337人

人員（人）					
(参考) 1活動場所当たりの活動参加人員（人）	5.1	5.0	4.7	4.8	4.9

(保護局調査による。平成21年度は速報値。)

(注)「社会参加活動参加人員」は、対象者及びその保護者等の参加人員を示す。

社会参加活動の活動場所については、平成21年度は275か所であり、平成20年度の292か所、平成19年度の322か所に比べ減少し、目標は達成できなかった。これは、社会参加活動の主たる参加対象である保護観察処分少年（交通短期保護観察を除く。）の近時における大幅な減少が影響しているものと考えられる。保護観察処分少年の年間新規受理人員は、平成21年は16,170人（速報値）と、平成20年の16,714人からは約3.3パーセント、平成19年度の17,848人から約9.4パーセント減少しており、これに伴い、社会参加活動の参加人員も減少している。

これらを考慮し、1か所の活動場所当たりどの程度の参加人員がいるかを示す比率を見ると、平成21年度は4.9人となっていることから、近年の数値と比較し、社会参加活動の実施に必要な活動場所は相応に確保されているといえる。

また、社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査によれば、以下のとおり、活動に参加した少年から自己有用感や達成感の獲得、社会性や規範意識の養育などに関する肯定的な意見が高い割合で示されている。このことから、社会参加活動が保護観察対象者の社会適応能力の向上、ひいてはその改善更生につながっていると考えられる。

○参考指標 3 社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査結果(平成21年度)

質問事項	意見の内容	割合
(1) 自己有用感についての質問	「今日の活動では、他の人の役にたつことができたと思う」等	90.7%
(2) 達成感についての質問	「今日の活動に参加してよかった」等	94.8%
(3) 社会性についての質問	「今日の活動は、他の人たちと協力し合って行うことができた」等	89.1%
(4) 規範意識についての質問	「今日の活動に参加して、きまりやルールを守ることの大切さに気が付いた」等	83.9%

(注)平成21年10月以降に社会参加活動に参加した保護観察対象者193人に対して行った調査結果を集計したもの。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定）において、保護観察対象者の再犯を防止するため、保護観察の充実強化が求められている。上記4の（1）に掲げた施策はいずれも、犯罪的傾向の改善、社会性のかん養、就労の確保等保護観察対象者が抱える個々の問題性等に対応した保護観察処遇を実施するものである。特に、従来、無職者の再犯率は有職者の約5倍にも及んでおり、無職の保護観察対象者への就労支援の実施は不可欠である。このような取組により、保護観察対象者の改善更生を促進し、その再犯を防止して社会を保護することは、国民や社会のニーズにも合致しているものと考えられる。

イ 国が行う必要性

保護観察における指導監督及び補導援護は、原則として保護観察官又は保護司をして行わせるものとされており（更生保護法第61条第1項）、上記4の（1）に掲げた施策はいずれも国が行う必要性がある。

近年の景気悪化等の理由から、犯罪前歴者である保護観察対象者が自力で職を見つ

けることは困難である。法務省と厚生労働省等との協力体制の構築により、雇用のミスマッチ等の雇用機会喪失を防ぎ、また、民間事業者である協力雇用主を開拓することで、無職の保護観察対象者の社会的受け皿を拡大する必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

刑務所出所者等の再犯防止については、上記「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」においても重要課題として取り上げられている。また、上記4の(1)に掲げた施策はいずれも、現に保護観察を受けている対象者の改善更生を図るために必要なものであって、これによりその再犯を防止するものであるから、現時点で優先して行う緊急性があると考えられる。

(3) 効率性（効果とコスト）

覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施は、覚せい剤事犯保護観察対象者が簡易薬物検出検査を定期的を受けることによって、当該保護観察対象者が家族や周りの人々の信頼を得るとともに、自信を持つことを可能とする。そのため、その他の生活指導や薬害教育と組み合わせて実施することにより、自発的な断薬意志の強化につながるという点で、効果的に保護観察を行うことができる。

性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムは、矯正施設及び保護観察所において処遇情報を共有するなど、処遇に一貫性・連続性を持たせて効率的に実施している。

保護観察対象者に対する就労支援については、法務省と厚生労働省の連携により実施しているほか、保護観察対象者等の雇用に積極的に協力する協力雇用主を始めとする民間事業者の協力を得て実施している点で、効率的なものであると考えられる。

社会参加活動は、多くの保護観察対象少年を一堂に集めて行うものであり、個別的な処遇との比較において効率的である。

以上のとおり、各取組とも効率的に進められており、保護観察者に対する処遇の充実強化のため、できる限り行政資源を抑制して実施していると考えられる。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査は、覚せい剤を使用していないことを示す結果を積み重ねさせることにより、断薬の努力についての達成感を与え、もって、当該保護観察対象者の断薬意志の維持及び促進を図るものである。特に覚せい剤への依存性が高く、その使用を中止することに困難を伴う者にとっては、覚せい剤への渴望を断ち切るための有効な支援方法となる。

性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムは、我が国に先駆けて諸外国で実施されてきた性犯罪者処遇プログラムに用いられている認知行動療法の技法を取り入れたものである。同技法を取り入れた処遇プログラムは諸外国において再犯防止効果が認められており、その信頼性は高く、相応の効果が期待できるものである。

また、無職者の再犯率が有職者に比べ高水準であることを踏まえると、基本目標達成のためには、保護観察終了者の就労率を高める必要がある。その手段として、就労支援を実施し、雇用先の拡大を図ることは、妥当な手段であると考えられる。

社会参加活動は、保護観察対象者に具体的な活動を通じて、他人と関わりあうことにより健全な社会性を身に付けさせるとともに、善良な社会の一員としての意識の醸成及び規範意識の向上を図る上で効果的な手法であると考えられる。

以上のとおり、これらの取組は、いずれも保護観察対象者の改善更生を促進する上で妥当な手段であると考えられる。

イ 所期の事業効果の発現状況

覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施（指標1関係）については、平成21年の簡易薬物検出検査実施実人員が平成20年から減少しており、対前年増の目標は達成されていない。しかし、覚せい剤取締法違反により保護観察に付き

れた者の年間新規受理人員が減少し、覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施実人員の比率は相当高いことを考慮すると、一定の効果が上がっているものと考えられる。

性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施（指標 2 関係）については、同プログラムの受講後の評点の平均が受講前と比べて低下し、目標が達成されている。

就労支援の実施（指標 3 関係）については、法務省が厚生労働省等との連携の下実施してきた就労支援対策の結果、平成20年までの保護観察終了者に占める無職者の割合は低下する傾向にあったが、平成21年の割合は、前年に比して増加しており、目標は達成されていない。しかし、平成21年度中に就労支援対策の実施対象者とされて就労につながった者は2,089人と一定の実績をあげている。また、前歴を承知の上で雇用協力する協力雇用主数が増加していると同時に、協力雇用主の下で就労している人員も前年度実績から増加している。これらを考慮すると、本施策の効果は一定程度維持されているものと考えられる。

社会参加活動の実施（指標 4 関係）については、社会参加活動の活動場所が平成21年度は平成20年度に比べて減少しており目標は達成されていない。しかしながら、1か所の活動場所当たりの参加人員は近年と同程度であり、社会参加活動の実施に必要な活動場所は相応に確保されているといえる。また、社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査から、肯定的な結果が得られたことから、社会参加活動が保護観察対象者の社会適応能力の向上、ひいてはその改善更生につながっていると考えられる。

以上のとおり、一部目標が達成されていない指標もあるが、その原因等を含め勘案すると、保護観察処遇の充実強化については、総合的に一定の効果をあげているものと考えられる。

【達成目標 2】

(1) 平成21年度に実施した政策（具体的内容）

更生保護事業法第61条の2において、国は、更生保護施設が専門的知識に基づくより適切な保護を行うことができるよう、その人材確保や資質向上のために必要な施策の推進に努めなければならないこととされている。その具体的な施策として、平成19年3月に「更生保護施設職員研修体系モデル」を策定し、現在、更生保護施設職員の計画的・体系的な資質向上に努めているところである。

平成21年度は、法務省において、「更生保護施設施設長中央研修」、「更生保護施設補導主任中央研修」及び「更生保護施設福祉職員実務研修」を実施した。そのほか、民間の更生保護法人が主催する「更生保護施設補導職員フォローアップ研修」及び「女子被保護者の処遇に関する研究会」について、講師派遣等の協力を行った。

指標 1 の全更生保護施設の保護率については、平成20年度の75.0パーセントから対前年度比で0.4ポイント増の75.4パーセントに増加している。また、指標 2 の専門的自立促進プログラムの年間実施延人数については、対前年度比436人増の8,390人となっており、いずれも目標は達成されている。これらの結果から、更生保護施設での積極的な収容保護の実施と、更生保護施設における処遇の充実化が図られ、更生保護施設の積極的活用を図るとの本施策は一定の効果をあげているものと考えられる。

ア 過去5年間における全更生保護施設の保護率（年間収容保護人員／年間の収容可能人員）は次のとおりである。（指標 1 関係）

○指標 1 全更生保護施設の保護率（年間の収容保護人員／年間の収容可能人員）（目標値：対前年度増）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
全更生保護施設	75.1%	75.7%	74.6%	75.0%	75.4%

の保護率					
(参考) 全更生保護施設 の年間収容保護人員	608,800人	611,447人	606,074人	619,374人	624,039人

(保護局調査による。平成21年度は速報値。)

(注)「全更生保護施設の年間収容保護人員」は、被保護者の人員を1人1日単位で計上した延べ人数を示す。

イ また、過去5か年における更生保護施設における専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数は次のとおりである。(指標2関係)

○指標2 更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST, 酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人数(目標値:対前年度増)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
6,458人	7,885人	7,927人	7,954人	8,390人

(保護局調査による。平成21年度は速報値。)

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、保護観察対象者の再犯を防止するため、保護観察の充実強化が求められている。近年、刑事施設被収容者数、再入所者数が著しく増加していることに加え、刑事施設出所者の高齢化の進行や厳しい経済社会情勢等から、帰住先がなかったり、就労が困難な状況である等、保護観察対象者等の改善更生は厳しい状況にある。また、犯罪者の約3割を占める再犯者によって、約6割の犯罪が行われている現状等もあり、犯罪や非行をした人の再犯防止対策に対する国民や社会のニーズが高まっているものと考えられる。

イ 国が行う必要性

刑事施設等出所後、頼るべき親族等がない等の理由で、更生保護施設に保護を求める者の数は高水準にある。こうした自力では改善更生が困難な保護観察対象者等については、更生保護施設をより積極的に活用し、保護観察対象者等の特性を踏まえ、宿泊場所の供与、食事の給与及び就職の援助とともに、SST、酒害・薬害教育などの専門的処遇を行っている。保護観察対象者等の社会復帰を促進して再犯を防止するためには、国が主体となって更生保護施設を活用した、このような専門的な処遇を効果的に実施していく必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

刑務所出所者等の再犯防止については、上記「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」においても重要課題として取り上げられている。また、昨今の厳しい経済社会情勢から、犯罪前歴者である保護観察対象者が職を見つけ自立更生することは困難な状況となっている。こうした状況の下、更生保護施設において、受け入れ人数を増やすと同時にその専門的自立促進プログラムを充実させることは、現時点で優先して行う緊急性があるものと考えられる。

(3) 効率性(効果とコスト)

自力での更生が困難な保護観察対象者等については、宿泊場所の供与、食事の給与、就職の援助とともにSSTや酒害・薬害教育等専門的処遇を行う必要がある者が多いことから、更生保護施設においてはこれらの処遇を個別的又は集団的に実施することができ、当該施策は効率的であると考えられる。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

基本目標を達成するためには、頼るべき親族がない等の理由で自力での改善更生が困難な保護観察対象者等の自立更生を促進する手段を講ずる必要がある。そのためには帰住先のない者等を保護し、専門的処遇を実施する更生保護施設を積極的に活用することは、妥当な手段であると考えられる。

イ 所期の事業効果の発現状況

指標1の全更生保護施設の保護率、指標2の専門的自立促進プログラムの年間実施延人数は、それぞれ増加し、いずれも目標値を達成している。これらの結果から、本施策については、一定の効果をあげているものと考えられる。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【達成目標1】

本施策については、必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても相応に評価できるところである。引き続き、保護観察処遇の充実強化を図ることとする。

【達成目標2】

刑事施設収容者等における高齢者の増加や昨今の厳しい経済社会情勢を考慮すると、今後自力では更生が困難な保護観察対象者等は増加していくと考えられる。そのような者の受け入れ態勢を強化するために、更生保護委託費を一層充実させ、更生保護施設職員の人材育成や専門的処遇プログラムの開発、普及を図っていく予定である。

6. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

平成22年7月9日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

ア〔意見〕

達成目標1の指標3については、仮釈放者の中の無職者の状況を明らかにするなどして、経済状況以外の影響についても検討し、記載すべきではないか。

〔反映内容〕

仮釈放者中の無職者の状況及び経済状況以外の影響についても本文中に記載した。

イ〔意見〕

社会参加活動については、活動場所を設けない限りは、参加人員も増えないのではないか。

〔反映内容〕

社会参加活動の参加を一層促進するため、引き続き、その活動場所の確保に取り組むこととする。

ウ〔意見〕

達成目標1の参考指標1の再犯者数については、性犯罪者処遇プログラムが始まった平成19年から平成21年までに受講した人のうちの再犯者数が示されているが、このプログラムの開始前後の再犯率を比較しないとしないのではないか。

〔反映内容〕

本プログラムの開始前の再犯者数については、これを把握するためのシステムがなく、開始前後の再犯率の比較が困難であるが、今後のデータの蓄積により、本プログラムの効果について検証していくこととする。

7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 更生保護法（平成19年法律第88号）
- 犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）
- 執行猶予者保護観察法（昭和29年法律第58号）
- 更生保護事業法（平成7年法律第86号）
- 子ども安全・安心加速化プラン（平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）

Ⅲ－１－（１） 関係機関の連携強化による立ち直り支援の推進

「矯正施設、更生保護機関と職業安定機関の連携強化を図り、少年院在院者や保護観察中の少年等に対する就労支援や、協力雇用主の拡大を行う総合的就労支援策を推進する。」

○ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定）

第２－２－④ 刑務所出所者等の就労先の確保

「地域全体で協力雇用主の拡大を推進する都道府県刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置・活用により、地域の経済団体等と連携して刑務所出所者等を雇用する企業を支援する仕組みを整備するなど、製造業や商業に加え、農業等も含めた幅広い産業分野における就労先の確保と円滑な雇用を促進する。」

第２－２－⑧ 保護観察における処遇の充実強化

「処遇に特段の配慮を要する保護観察対象者に対する保護観察官の直接処遇の実施や直接的関与の強化及び保護観察における特定の犯罪的傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実により、再犯防止対策を推進する。また、保護観察対象少年について、家庭環境や交友関係等の問題の改善に向けた処遇を行うことを検討する。」

第４－４－③ 薬物乱用防止に向けた取組の推進

「薬物需要の削減を図るため、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月22日薬物乱用対策推進本部決定）に基づき、薬物乱用防止に係る予防啓発活動を推進するとともに、受刑者、少年院在院者及び保護観察対象者に対する処遇プログラムの実施等による再乱用を防止する。（後略）」

○ 犯罪から子どもを守るための対策（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議に報告）

第１章－第１節－３－（２） 犯罪防止・再犯防止

「保護観察所においては、平成18年度から導入した性犯罪をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対する処遇プログラムの充実を図るなど、性犯罪者に対する保護観察を充実強化している。」

8. 備考

（１） 評価の過程で使用したデータや文献等

- 「覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査実施実人員に関する調査」
作成者：保護局観察課 作成時期：平成22年3月
対象期間：平成17年1月1日～平成21年12月31日
所 在：保護局観察課
- 「性犯罪者処遇プログラム受講前と受講後の評点の状況に関する調査」
作成者：保護局観察課 作成時期：平成22年3月
対象期間：平成21年1月1日～平成21年12月31日
所 在：保護局観察課
- 「性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数に関する調査」
作成者：保護局観察課 作成時期：平成22年3月
対象期間：平成19年9月1日～平成21年12月31日
所 在：保護局観察課
- 「協力雇用主の数に関する調査」
作成者：保護局更生保護振興課 作成時期：平成22年5月
対象期間：平成18年4月1日～平成22年4月1日
所 在：保護局更生保護振興課
- 「社会参加活動の活動場所の確保に関する調査」
作成者：保護局観察課 作成時期：平成22年5月
対象期間：平成17年4月1日～平成22年3月31日

- 所 在：保護局観察課
- ・ 「社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査」
作成者：保護局観察課 作成時期：平成22年5月
対象期間：平成21年10月8日～平成22年3月31日
所 在：保護局観察課
- ・ 「更生保護法人事業成績等報告書」
対象期間：平成17年4月1日～平成22年3月31日
所 在：保護局更生保護振興課

(2) 評価の過程で使用した公的統計

- ・ 保護統計年報（平成21年速報値）は、法務省司法法制部から提供を受け、保護局観察課及び更生保護振興課において保管している。

※1 「覚せい剤事犯保護観察対象者」

覚せい剤の使用を反復する犯罪的傾向を有する保護観察対象者。

※2 「プログラム受講者の問題性（評点）」

性犯罪に結び付く問題性（性に関する誤った考え方、再び性犯罪をしないための動機付けや具体的計画の不足等）を点数化して評価するものであり、問題性が大きいほど高得点となる。

※3 「専門的自立促進プログラム」

入所者の問題性に応じ、対人関係の改善を目的とする認知行動療法の一つである「SST（Social Skills Training：社会生活技能訓練）」や、薬物・アルコールの知識を付与し、薬物等に依存しない生活を築かせる「酒害・薬害教育」などの処遇プログラムを実施するものである。

※4 「覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査」

保護観察所において、覚せい剤事犯保護観察対象者に対して、定期的に保護観察官による簡易試薬を用いた検査を実施することにより、当該保護観察対象者の断薬努力の達成感を与え、もって、断薬意思の強化及び持続を図るものである。

※5 「性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラム」

性犯罪により刑を言い渡された仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、保護観察官との個別又は集団面接方法により、認知行動療法（問題行動の原因となる自らの認知の誤りやゆがみ、行動面における問題、情緒面における問題に気付かせ、これを修正させることによって、問題行動自体を変容、改善させようとする心理療法）の理論を基礎とした処遇プログラムを実施することにより、当該仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に、性犯罪に結び付く要因を認識させ、再犯防止に向けた動機付け等の指導を実施するものである。

※6 「10の評価項目」

10の評価項目とは、①性的活動への固執、②ストレス解消方法としての性的活動、③性犯罪を許容する認知、④問題解決スキル、⑤対人関係スキル、⑥他人への共感性、⑦社会的サポート、⑧再犯防止の計画、⑨保護観察に対する態度、⑩動機付けとなっている。